

令和6年度 国民健康保険税の算定賦課について

～「令和6年度国民健康保険税納税通知書」送付に関するご案内～

国民健康保険税は4月1日を賦課期日として前年中の総所得金額・国保世帯の資格(加入)状況等を算定基礎として算出し決定します。国保加入者が安心して医療が受けられるように安定した国保の運営を図るため、みなさまのご理解をお願いします。

【納期について】

・納期は7月から翌年3月までの9期です。

納期	令和6年						令和7年		
	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	2月28日	3月31日

【保険税率・課税限度額について】

・後期高齢者支援金分の課税限度額を変更しました。

区 分		①医療給付費分	②後期高齢者 支援金分	③介護納付金分
応能割	所得割 (令和5年総所得金額等から基礎控除(1人 当たり最大43万円)を控除した額)	6.50%	2.47%	2.10%
応益割	均等割 (加入者数に応じて計算されます)	23,400円	7,500円	9,900円
	平等割 (1世帯当たりで計算されます)	20,600円	5,800円	5,500円
課税限度額		650,000円	240,000円	170,000円
		据え置き	(220,000円)	据え置き

※カッコ内数字は令和5年度の金額です。
※志摩市の国保税額は、所得割・均等割・平等割の3つを合わせて一世帯ごとに算出します。
※介護納付金分は、40歳になる月分(1日が誕生日の方はその前月)から65歳になる前月分(1日が誕生日の方はその前々月分)までが対象となります。令和6年8月2日以降に40歳到達の人には、介護納付金分の通知書を改めて送付します。

【国保税の納税義務者】

国保税は、世帯ごとにまとめて世帯主に課税されます。世帯主が国保に加入していなくても、同じ世帯内に国保加入している人がいれば、世帯主に対して納税通知書が送付されます。また、年度途中で世帯主が変更となった場合は、月割計算を行い、前世帯主分と新世帯主分に分けて、それぞれに納税通知書が送付されます。

【国保税の減額について】

世帯の合計所得が一定以下の場合、世帯の所得に応じて均等割、平等割を7割・5割・2割軽減する措置があります。今年度は次のように基準所得の算出方法が変わりました。

区分	軽減基準所得（世帯合計所得）
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減	43万円＋（ <u>29.5万円</u> ×世帯に属する被保険者と旧国保被保険者の合計数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	43万円＋（ <u>54.5万円</u> ×世帯に属する被保険者と旧国保被保険者の合計数） ＋10万円×（給与所得者等の数－1）

※下線部が変更されたところです。

※国保世帯員の中に所得不明の人がいる場合は、所得に応じた軽減措置等が受けられないことになりますので、令和5年中の税申告をしていない人は速やかに申告をお願いします。

※子育て世代の負担を軽減するため、未就学児（小学校入学前の児童）の均等割額を半額に軽減します。

※出産した（出産予定の）国民健康保険被保険者を対象に産前産後期間相当分の所得割・均等割額を免除します。

※被用者本人が被用者保険から後期高齢者医療へ移行することにより、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった65歳以上の人を対象とする減免措置の期間は、国保の資格取得日の属する月以降最大2年間です。

【保険税の納付方法】

国保税の納付方法には、口座振替または納付書で納める「普通徴収」と世帯主の年金から天引きする「特別徴収」の2種類があります。これまで「普通徴収」の世帯であっても、原則として国保加入している世帯全員が65歳以上で、世帯主が介護保険料を年金天引きされている場合は、「特別徴収」となります。

●普通徴収対象世帯とは…

次のいずれかの場合は天引きされず、普通徴収となります。

- ・世帯主が国保被保険者でない。
- ・世帯の国保加入者に65歳未満の人がいる。
- ・年金支給額が年額18万円未満である。
- ・介護保険料と国保税を合わせた1回あたりの天引き額が年金支給月額2分の1を超える。

令和4年度の実績では…

一人当たりの年間平均 414,099 円 の医療費に対して、
一人当たりの年間平均 84,924 円 の国民健康保険税が
課税されていました。

国民健康保険税は皆さんの医療費に充てられる大切な財源です。

～必ず納期限までに納めましょう～